

砥部町農業委員会総会

令和5年8月議事録

## 令和5年8月農業委員会総会議事録

1 会議の名称	令和5年8月農業委員会総会
2 開始日時	令和5年8月4日（金）13時30分～14時28分
3 開催場所	砥部町役場 2階 大会議室
4 出席委員	大野和博（会長）、山田義秀（会長職務代理） 河瀬利文、正岡英司、佐野淳子、松村 要 渡部智磨子、坂本勝美、竹内 勝、福田康彦 久保 徹、門田幸一、相原雄一、笹山準一 松尾利勝、三木恭子、日ノ岡光政、越智 守
5 欠席委員	なし
6 職務のため会議に出席した職員の職氏名	池田晃一（事務局長） 森岡 誠（事務局農地係長） 大内 均
7 所管課	農業委員会事務局 電話 089-962-5667

## 令和5年8月砥部町農業委員会総会議事日程

・開会

・開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第34号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について 5件

日程第3 議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利  
用集積計画について 5件

・閉会

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	<p>ご起立ください。礼。ご着席ください。                      只今から8月農業委員会総会を開会いたします。                      開会にあたり、大野会長がご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>～会長挨拶～</p>
事 務 局	<p>ありがとうございました。                      本日は、全員の出席で、農業委員会等に関する法律第27条第3項により総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。                      それでは、砥部町農業委員会総会会議規程第3条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を大野会長にお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、8月農業委員会総会を開会いたします。                      日程第1 議事録署名委員の指名を行います。砥部町農業委員会総会会議規程第20条第2項により、指名させていただくことにご異議ございませんか。                      異議なし</p>
議 長	<p>それでは、本日の議事録署名委員は、3番、佐野淳子委員さん、4番、松村要委員さんをお願いします。                      なお、本日の会議書記には、事務局職員の大内さんを指名いたします。</p>
議 長	<p>日程第2 議案第34号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について、5件を議題とします。                      事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案書の1頁をご覧ください。地図は1頁をご覧ください。                      1件目、渡人は〇丁目〇〇、〇〇さんです。受人は〇〇番地、〇〇さんです。                      申請地は〇〇番、地目、畑、面積551㎡です。                      申請の経緯について、渡人は〇〇で高齢により、申請地の維持管理が困難となったため、近隣で耕作している受人が譲り受けて、営農を行うこととなったものです。                      作付予定作物は、粟で、受人の営農家族構成は、本人が行います。農作業機械はトラクターなどを所有しております。                      営農日数は、70日従事することを予定しており、農業経営の世帯構成的には特に支障がないものと思われまます。                      また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、また貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、いずれにも該当しておりませんでしたので、許</p>

	<p>可を行うにあたっては、支障ないものと思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。</p>
担 当 委 員	<p>事務局の説明のとおりです。なお、この土地は、一部が放棄地になりかけていましたが、それも管理するそうです。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。</p>
議 長	<p>質疑を終わります。採決を行います。</p> <p>本件については、これを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。</p>
議 長	<p>2件目について、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書はそのまま1頁をご覧ください。地図は2頁をご覧ください。</p> <p>2件目、渡人は〇〇番地〇〇、〇〇さんです。受人は〇〇番地、〇〇さんです。</p> <p>申請地は〇〇番、地目、畑、面積707㎡です。</p> <p>申請の経緯について、今回の申請地は、渡人は相続により得た農地で、農業経験がなく、維持管理が困難なため、近隣で耕作している受人が譲り受けて、営農を行うこととなったものです。</p> <p>作付予定作物は、温州みかんで、受人の営農家族構成は、本人と子ども2名が行います。農作業機械はトラクターなどを所有しております。</p> <p>営農日数は、本人200日、子どもがそれぞれ180日、120日従事することを予定しており、農業経営の世帯構成的には特に支障がないものと思われます。</p> <p>また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、いずれにも該当しておりませんでしたので、許可を行うにあたっては、支障ないものと思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。</p>
担 当 委 員	<p>事務局の説明のとおりです。〇〇さんは、〇〇に引っ越すそうで、どうしようもないので、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。</p>

議 長	<p>質疑を終わります。採決を行います。</p> <p>本件については、これを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。</p>
議 長	<p>3件目について、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書はそのまま1頁をご覧ください。地図は2頁をご覧ください。</p> <p>3件目、渡人は〇〇番地〇、〇〇さんです。受人は〇〇番地〇、〇〇さんです。</p> <p>申請地は〇〇番〇、地目、畑、面積123㎡です。</p> <p>申請の経緯について、今回の申請地は、渡人は相続により得た農地で、農業経験がなく、維持管理が困難なため、隣接する住宅と合わせて売買を検討したところ、受人が譲り受けて、営農を行うこととなったものです。</p> <p>受人は新規就農者です。令和5年3月までは、不許可要件に農地を取得するには下限面積が設けられており、3反以下の農地所有者では農地の取得ができませんでした。しかし、令和5年4月からは、下限面積の要件が無くなり、新規就農者でも他の不許可要件に該当しなければ取得可能となりました。</p> <p>作付予定作物は、季節野菜で、受人は、継続して農業を行う意思があり、農地をさらに取得して規模拡大も考えています。営農日数は300日を予定しており、農業経営の世帯構成的には特に支障がないものと思われます。</p> <p>また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、いずれにも該当しておりませんでしたので、許可を行うにあたっては、支障ないものと思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。</p>
担 当 委 員	<p>事務局の説明のとおりです。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。</p>
議 長	<p>質疑を終わります。採決を行います。</p> <p>本件については、これを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。</p>
議 長	<p>4件目について、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書はそのまま1頁をご覧ください。地図は3頁をご覧ください。</p> <p>4件目、渡人は〇〇番地、〇〇さん外3名です。受人は〇〇番地〇、〇〇さんです。</p> <p>申請地は〇〇番〇、地目、田、面積124㎡外3筆、合計1,064㎡です。</p>

	<p>申請の経緯について、今回の申請地は、渡人は高齢で維持管理が困難なため、受人が譲り受けて、営農を行うこととなったものです。</p> <p>作付予定作物は、水稻で、受人の営農家族構成は、本人と妻が行います。農作業機械はトラクターなどを所有しております。</p> <p>営農日数は、本人250日、妻が200日従事することを予定しており、農業経営の世帯構成的には特に支障がないものと思われます。</p> <p>また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、いずれにも該当しておりませんでしたので、許可を行うにあたっては、支障ないものと思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	事務局の説明以上は、ありません。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	<p>質疑を終わります。採決を行います。</p> <p>本件については、これを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。</p>
議 長	5件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	<p>議案書はそのまま1頁をご覧ください。地図は4頁をご覧ください。</p> <p>5件目、渡人は〇〇番地〇、〇〇さんです。受人は〇〇番地〇号、〇〇さんです。</p> <p>申請地は〇〇番、地目、田、面積915㎡外2筆、合計1,975㎡です。</p> <p>申請の経緯について、今回の申請地は、渡人は高齢で維持管理が困難なため、住宅と合わせて売買を検討したところ、受人が譲り受けて、営農を行うこととなったものです。</p> <p>受人は新規就農者です。作付予定作物は、温州みかんで、受人の営農家族構成は、本人と妻が行います。農作業機械は草刈機などを所有しております。</p> <p>営農日数は、本人90日、妻が60日従事することを予定しており、農業経営の世帯構成的には特に支障がないものと思われます。</p> <p>継続して農業を行う意思があり、農地をさらに取得して規模拡大も考えています。農業経営の世帯構成的には特に支障がないものと思われます。</p> <p>また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、いずれにも該当しておりませんでしたので、許可を行うにあたっては、支障ないものと思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>

議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担当委員	事務局の説明以上の説明は、ありません。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	日程第 3 議案第 35 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、5 件を議題とします。 1 件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	それでは、議案書の 2 頁をご覧ください。 1 件目、使用貸借権の設定で、新規の案件です。地図は 3 頁をご覧ください。 貸人は〇〇番地、〇〇さん、借人は〇〇番地〇、〇〇さんです。 農地の所在地は〇〇番〇、現況地目、田、面積 1,204 m <sup>2</sup> 外 1 筆、計 1,656 m <sup>2</sup> です。 栽培品目は、水稻で、期間は、令和 5 年 8 月公告日から令和 25 年 7 月 31 日までの利用権を設定するものです。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担当委員	事務局の説明以上の説明は、ありません。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
福田康彦委員	農地法 3 条の〇〇の申請と面積が違っているが。
事 務 局	申請の面積が違っているので、公告時には、訂正しておきます。
河瀬利文委員	〇〇さんも面積が違っているが。
事 務 局	3 条申請は、共有名義の土地が含まれているためです。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。

議 長	2 件目は、〇〇が関係する案件となります。 農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により議事参与が制限されますので〇〇。 〇〇は、〇〇します。
議 長	2 件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書はそのまま 2 頁をご覧ください。 2 件目、使用貸借権の設定で、継続の案件です。地図は 5 頁をご覧ください。 貸人は〇〇番地、〇〇さん、借人は〇〇番地、〇〇さんです。 農地の所在地は〇〇番〇、現況地目、田、面積 1,244 m <sup>2</sup> です。 栽培品目は、水稻で、期間は、令和 5 年 8 月公告日から令和 10 年 7 月 31 日までの利用権を設定するものです。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	事務局の説明のとおりです。よろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	議事が終了しましたので、〇〇に対する議事参与の制限を解除いたします。
議 長	3 件目から 5 件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書はそのまま 2 頁をご覧ください。 3 件目、使用貸借権の設定で、継続の案件です。地図は 6 頁をご覧ください。 貸人は〇〇番地〇、〇〇さん、借人は〇〇番地〇、〇〇さんです。 農地の所在地は〇〇番、現況地目、田、面積 956 m <sup>2</sup> です。 栽培品目は、水稻で、期間は、令和 5 年 8 月公告日から令和 15 年 7 月 31 日までの利用権を設定するものです。 4 件目、使用貸借権の設定で、継続の案件です。地図は 6 頁をご覧ください。 貸人は〇〇番地、〇〇さん、借人は〇〇番地〇、〇〇さんです。 農地の所在地は〇〇番、現況地目、田、面積 880 m <sup>2</sup> です。 栽培品目は、水稻で、期間は、令和 5 年 8 月公告日から令和 15 年 7 月 31 日までの利用権を設定するものです。 5 件目、使用貸借権の設定で、新規の案件です。地図は 6 頁をご覧ください。 貸人は〇〇番地、〇〇さん、借人は〇〇番地〇、〇〇さんです。

	<p>農地の所在地は〇〇番、現況地目、田、面積 763 m<sup>2</sup>です。  栽培品目は、水稻で、期間は、令和 5 年 8 月公告日から令和 10 年 7 月 31 日までの利用権を設定するものです。  以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。</p>
担 当 委 員	<p>3 件目の〇〇さんは、〇〇の土地で、以前から作っていたが、期限切れで再設定するそうです。  4 件目の〇〇さんも再設定で、玉ねぎや水稻を栽培するそうです。  5 件目の〇〇さんは、果樹園は作っていくそうですが、水稻は無理だそうで、新規に利用権を設定するそうです。以上です。</p>
議 長	<p>事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。</p>
議 長	<p>質疑を終わります。採決を行います。  本件については、これを承認することにご異議ありませんか。  異議なし  ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。</p>
議 長	<p>それでは、以上で本日予定しておりました議案審議を全て終了いたしましたので、8 月農業委員会総会を閉会いたします。  ありがとうございました。  14 時 28 分 閉会</p>

農業委員会総会の議事の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

署 名 会 長 \_\_\_\_\_

会長職務代理者 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_